

古座川町物価高騰対応 重点支援給付金（5万円/児童1人あたり）のご案内

受給には手続きが必要です

- 古座川町物価高騰対応重点支援給付金（**児童1人あたり5万円**）は、住民税非課税世帯のうち児童を扶養する世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。
- 令和5年度に対象となった方は対象外です。

給付金の支給額

児童1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

市区町村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

前回の給付金との変更点

今回の給付金は

世帯全員の令和6年度住民税所得割が非課税の世帯（令和5年度に7万円若しくは10万円の給付金の対象となった世帯を除く）のうち**平成18年4月2日生まれ以降の児童を扶養している世帯**が対象となります。

- ◆ 役場から「確認書」が届きましたら、返信用封筒にてご返信をお願いします。
- ◆ **児童と住民基本台帳上同居していない世帯、令和6年6月4日以降に生まれた児童のいる世帯には「確認書」が届かない場合がありますので、下記の電話番号までお問い合わせください。**

○ **申請期限：令和6年10月31日**

・ お問い合わせ：古座川町住民生活課給付金係
☎：0735-67-7900